

「プレミアム付商品券事業」に関する事業の実施について

令和元年 10 月の消費税・地方消費税の引き上げに伴う低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施するプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）事業について、国が示す補助要件に基づく規模と内容に即して、以下のとおり取り組むこととしたので報告する。

1 事業の概要

- (1) 国の補助要件に基づく事項（別紙のとおり）
- (2) 国の補助要件の範囲で区が定める事項（別紙のとおり）
- (3) プレミアム付商品券事業の概要（参考資料のとおり）

2 事業実施の体制等

商品券の購入希望申請に係る審査や販売等の商品券事業を迅速かつ正確に行うため、以下の体制で事業を実施する。

- (1) 区職員の体制
産業振興センターが所管となり、職員の応援による実施体制を組み、商品券購入希望申請の審査、商品券取扱店舗からの換金申請に基づく入金、区民からの問合せ対応等を行う。
- (2) 業務委託
購入希望申請受付、商品券購入引換券の送付、コールセンターを含む問合せ対応、商品券換金業務等を委託することとし、主な事業者は公募型プロポーザル方式により選定する。
- (3) その他
商品券利用可能店舗の募集や商品券事業の制度周知に関して、杉並区商店会連合会の協力を求める。

3 今後の予定

- | | |
|-------------|---|
| 令和元年 6 月 | 委託事業者選定・契約締結 |
| 7 月 | 対象者へお知らせ送付・購入希望申請受付開始
商品券取扱店舗の募集開始、コールセンター開設 |
| 9 月 | 購入引換券送付、商品券販売開始 |
| 10 月 | 商品券使用開始 |
| 令和 2 年 2 月末 | 商品券販売終了 |
| 3 月末 | 商品券使用期間終了 |

事業の概要

別紙

(1) 国の補助要件に基づく事項

①購入対象者			
	杉並区居住基準日	要件	対象者（児童）見込数
(ア)非課税者	平成31年1月1日	令和元年度の区民税非課税者（区民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族及び生活保護受給者等を除く）	約10万人
(イ)子育て世帯	令和元年6月1日	平成28年4月2日以降に生まれた児童が属する世帯の世帯主	約1万5千人
	令和元年7月31日	令和元年6月2日以降に生まれた児童が属する世帯の世帯主	
	令和元年9月30日	令和元年8月1日以降に生まれた児童が属する世帯の世帯主	
②商品券の購入引換券の交付方法			
本事業は国が立法措置を行っていないため、本人同意なしに住民税情報を利用できないことを踏まえ、購入対象者ごとの販売方法を以下のとおりとする。			
	購入希望申請書の送付		購入引換券の送付
(ア)非課税者	納税通知書の送付対象者以外の者に対し、令和元年度分の均等割が課税されていないこととなっている、又は未申告である旨の確信的なお知らせとともに、商品券購入に係る案内チラシ及び購入希望申請書等を送付する。		購入希望申請において、購入対象要件に該当することの宣誓及び個人情報の目的外利用の同意等を得て審査を行い、購入対象要件を満たす者に購入引換券を送付する。
(イ)子育て世帯	送付しない。		住民基本台帳等に基づき、対象者へ購入引換券を送付する。
③商品券の購入限度額及び販売単位			
(ア)購入限度額	1人当たり2万円（券面額2万5千円） なお、上記①(イ)に該当する者は購入対象要件に該当する児童数を乗じた額。		
(イ)販売単位	4,000円（券面額5,000円）ごとの分割販売を行う		

(2) 国の補助要件の範囲で区が定める事項

項目	内容
①商品券の購入希望申請期間	令和元年7月下旬～令和元年11月30日
②商品券の販売期間	令和元年9月下旬～令和2年2月29日
③商品券の使用可能期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日
④商品券の額面	商品券1枚当たり券面額は500円とする。
⑤商品券の使用可能店舗	大規模店舗も含めた区内の店舗を対象に、区広報・ホームページを通じ公募する。なお、次項に定める商品等のみを取り扱う店舗を除外する。
⑥商品券の使用対象外商品等	換金性が高く、本事業の趣旨にそぐわない商品や社会通念上、不適切と認める商品等を商品券の使用対象外商品等と定め、以下のものを対象外とする。 ①不動産や金融商品 ②たばこ ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 ⑤国税、地方税や使用料などの公租公課
⑦商品券の販売体制	公募型プロポーザル方式により選定された事業者が委託により行う。商品券の販売場所や販売日時については、受託事業者との契約において定める。
⑧商品券の換金手続き	委託事業者を通じて商品券取扱店舗からの換金申請の報告を受け、区が取扱店舗の口座へ入金する。

プレミアム付商品券事業の概要

参考資料

